



# 宮崎県公報

平成29年6月19日(月曜日) 第2904号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目次

告 示	頁
○公有水面埋立ての竣功認可……………(漁村振興課) 1	
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更について……………(建築住宅課) 1	
公 告	
○土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 2	
○土地改良区の定款変更の認可(2件)……………( “ ” ) 2	
	○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 2
	人事委員会規則
	○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… 2
	選挙管理委員会告示
	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第373号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成29年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 竣功認可年月日  
平成29年6月8日
- 2 竣功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
宮崎県  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 河野俊嗣
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
宮崎県日南市南郷町中村字狼鼻乙4614番16の地先公有水面
  - (2) 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地点	地点の位置
①の地点	目井津漁港南沖防波堤灯台(北緯31度32分38秒6、東経131度23分43秒5)から245度13分22秒715.90mの地点
②の地点	①の地点から 302度23分10秒 9.75mの地点
③の地点	②の地点から 302度23分06秒 11.26mの地点
④の地点	③の地点から 30度26分35秒 57.00mの地点
⑤の地点	④の地点から 120度26分34秒 20.95mの地点

(3) 面積

1203.08㎡

4 埋立免許の年月日及び番号

平成25年10月9日  
シレイ 26755-1442

- 5 関係図書を閲覧することができる市町名  
日南市

### 宮崎県告示第374号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成29年6月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出者の名称  
株式会社建築構造センター
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階
株式会社建築構造センター福島事務所	福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
株式会社建築構造センター千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階
株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山新土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	比江島 哲 二	北諸県郡三股町大字樺山4455番地
理 事	久木山 正 明	北諸県郡三股町大字樺山4117番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、神之水土地改良区（高千穂町）から平成29年 4 月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、下野土地改良区（高千穂町）から平成29年 4 月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成29年 6 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字宮村字植木2978番 1、2978番14、2978番 8	北諸県郡三股町大字樺山4523番地 上原林業株式会社 代表取締役 上原 洋一

3 変更しようとする年月日  
平成29年 6 月22日

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年 6 月19日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第29号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附則別表	附則別表

自動車等の片道の使用距離	金額 (円)	自動車等の片道の使用距離	金額 (円)
2 キロメートル以上 5 キロメートル未満	2,300円	2 キロメートル以上 5 キロメートル未満	2,300
5 キロメートル以上10キロメートル未満	5,000円	5 キロメートル以上10キロメートル未満	5,000
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,700円	10キロメートル以上15キロメートル未満	7,700
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円	15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,100円	20キロメートル以上25キロメートル未満	13,100
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800
[略]		[略]	
65キロメートル以上70キロメートル未満	36,800円	65キロメートル以上70キロメートル未満	36,800
70キロメートル以上75キロメートル未満	39,400円	70キロメートル以上75キロメートル未満	39,400
75キロメートル以上80キロメートル未満	42,000円	75キロメートル以上80キロメートル未満	42,000
80キロメートル以上85キロメートル未満	44,600円	80キロメートル以上85キロメートル未満	44,600
85キロメートル以上90キロメートル未満	47,200円	85キロメートル以上90キロメートル未満	47,200
90キロメートル以上95キロメートル未満	49,800円	90キロメートル以上95キロメートル未満	49,800
95キロメートル以上 100キロメートル未満	52,400円	95キロメートル以上 100キロメートル未満	52,400
100キロメートル以上	55,000円	100キロメートル以上	55,000

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成29年6月1日現在次のとおりである。

平成29年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,615人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,340人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成29年6月1日現在次のとおりである。

平成29年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎市選挙区	111,203人
都城市選挙区	46,032人
延岡市選挙区	35,303人
日南市選挙区	15,559人
小林市・西諸県郡選挙区	15,898人
日向市選挙区	17,341人
串間市選挙区	5,470人
西都市・西米良村選挙区	9,139人
えびの市選挙区	5,783人
北諸県郡選挙区	6,924人
東諸県郡選挙区	7,771人
児湯郡選挙区	19,690人
東臼杵郡選挙区	8,163人
西臼杵郡選挙区	5,968人

--	--